

1 目的

この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、財政局・税務事務に関する業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

（1）受験資格

ア 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

イ OA機器の操作に従事した経験のある者（Excel・Word等OAに関する資格を有することが望ましい）

（2）選考方法

会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

ア 筆記試験（小論文・技能試験）

イ 面接

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小、廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

（1）週4日勤務

勤務時間：午前9時00分～午後5時15分まで、もしくは午前9時15分～午後5時30分まで
(1日7時間30分勤務)

休憩時間：午前11時30分～午後0時15分まで、午後0時15分～午後1時00分まで、もしくは午後1時00分～午後1時45分まで

（2）週5日勤務

勤務時間：午前9時00分～午後5時45分までの間で6時間勤務

休憩時間：午前11時30分～午後0時15分まで、午後0時15分～午後1時00分まで、もしくは午後1時00分～午後1時45分まで

（3）その他

（1）、（2）以外の勤務時間等以外で勤務させる場合については、会計年度任用職員と個別協議の上、決定するものとする。

なお、1日の勤務時間及び休憩時間の延長、短縮はしないものとする。

附則

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和2年11月1日から施行する。